

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面（30）

カラシナ・ディフェンシンの產生量および溶出量確認実験に対する被告意見

平成 19 年 3 月 5 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畠 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



第 1 カラシナ・ディフェンシンの產生量および溶出量確認実験に対する被告意見

- 1 原告らは、原告ら準備書面（17）において、カラシナ・ディフェンシンの產生量および溶出量を確認する実験（以下、「本件 GMイネ内部ディフェンシン量計測等付加実験」という）を提案しているようである。
- 2 しかしながら、被告準備書面（27）において詳述したとおり、当該実験は、本鑑定の目的から明らかに逸脱し、鑑定嘱託先に対し、過度の負担をかけ、また、民事訴訟法 179 条（弁論主義第二テーゼ）に違反する立証活動であることから、不要であることは明らかである。
- 3 以上の次第で、被告としては、本鑑定において、本件 GMイネ内部ディフェンシン量計測等付加実験を行うことは、不要であると思料するが、万が一、原告らが、本件 GMイネ内部ディフェンシン量計測等付加実験に固執するのであれば、「鑑定嘱託先に対し過度の負担をかけない」ことを目的として、下記の実験を提案する。

記

- (1) 標準となる精製カラシナ・ディフェンシンを抽出バッファーに混ぜたもの（濃度を変えた 2, 3 点）を準備し、本件 GMイネからの抽出サンプルと同時に SDS-PAGE にかけ、免疫測定法を行う。
- (2) 標準となる精製カラシナ・ディフェンシンのバンドの幅や濃さから G

Mイネからのカラシナ・ディフェンシン産生量を推定する。

- (3) 一方、浸せき実験におけるカラシナ・ディフェンシンの溶出量の測定については、溶出が確認された時点で、上述と同様の方法により溶出したカラシナ・ディフェンシンの量を推定する。
- 4 なお、被告としては、上述の実験により、本件GMイネがカラシナ・ディフェンシンを産出していることや溶出していることの有無は、免疫測定法のバンドの有無で確認できるが、産生量や溶出量をバンドの幅や濃さを基に判断しようとしても、通常、バンドの幅や濃さを明瞭に読み取ることはできない。
- 5 したがって、「明瞭に読み取れるまで」実験を繰り返すことはいたずらに本鑑定を長期化させ、費用の増大を招くのみであるので、避けるべきであることを付言する。

以上